

福島原発事故による膨大な量の汚染土壌を大熊町、双葉町の「中間貯蔵施設」から全国にばらまく事を決めた環境省はこの9月26日、放射性セシウムが8000Bq/Kg以下の汚染土を「復興再生土」と名前を変え全国にばらまく事を決定した。このレベルの汚染土壌の安全性に何の科学的根拠も無いにも関わらず事故直後に大熊町と双葉町の住民に「中間貯蔵施設」設置を説得するために30年以内に外部搬出する、と約束したのがその原因である。放射能汚染水を「処理水」と呼んで海洋放出を始めたが、その陸上版である。福島復興の為に全国を汚染する、という前代未聞の政策に我々はどう対処すべきか。

汚染土壌の今後

大熊・双葉の「中間貯蔵施設」には現在1400万m³（東京ドーム11個分：約3,600万トン）の汚染土が貯蔵されている。8000Bq/Kg以下の汚染土壌は半減期で減った現在もその約4分の3が残っている。これを全国の土木事業等で利用する、という。7月22日にはその第一弾として首相官邸前の花壇に埋め込んだが、その量はたった2m³である。以後、環境省や厚労省、外務省等9か所の庭の花壇に埋め込んだ。1か所にこの程度の量なら全国700万カ所にばら撒くことになる。偶然その動画を見る機会があったが、作業員や見守る人にはマスクもしていない人がいた。当然、放射能汚染した粉塵を吸い込んでいる。今後、2045年までに大熊・双葉の中間貯蔵施設から運び出す計画である。全国の土木工事や埋め立て事業などに利用するというが、言い方を変えれば、これは日本国土全域の低レベル汚染事業である。放射能取り扱いの基本は、昔から「汚染を拡散しない」だがこれは科学を無視した真逆の政策である。

汚染土壌拡散反対運動

環境省は当初（2022年）、汚染土を東京の新宿御苑と埼玉県所沢市、茨城県つくば市の国立環境研究所の3か所で埋め立て実施事業を行う予定だったが、いずれも周辺住民の反対運動で挫折し輸送などを契約した大手建設会社に2億円を払って事業を断念した。新宿御苑の汚染土反対をした「放射能拡散に反対する会」は声明を発表し、環境省と交渉し環境

省とIAEA（国際原子力機関）に汚染土再利用の反対声明を提出した（2024年10月30日）。

福島県内の反対運動

汚染土壌の再利用には福島県内でも反対運動で挫折した経緯がある。二本松市原セ地区の市道整備事業（2018年）と南相馬市小高区羽倉地区で常磐道拡張工事の盛り土に汚染土壌を再利用しようとした（2019年）が、市民の反対運動で挫折した。

経産省敷地への汚染土埋立

9月14日（共同通信）



国土環境の安全性を守るはずの環境省が、放射能を全国にばら撒く。この国の未来は危うい。

汚染土問題の詳細は「連載154」を参照下さい。

（2025年10月10日 河田）